

## 金沢市 BBS 連盟 会則

### 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、金沢市 BBS 連盟と称し、略称を金沢 B B S (Kanazawa-BBS) という。  
(以下、本会と称す)  
事務局は会長宅に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、BBS 運動の趣旨に賛同し、年会費を納めた人をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、さまざまな悩みを抱える少年・少女に対して、兄・姉 (Big Brothers & Sisters) の立場から支え、彼らの成長を促すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「ともだち」活動
- (2) 社会を明るくする運動
- (3) 研さん活動
- (4) その他前条の目的達成のために必要なこと

### 第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 事務局長は、会の事務を処理する。
- 4 会計は、会の会計事務を処理する。
- 5 監査は、次の職務を行う。
  - (1) 会の会計事務を監査すること。
  - (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。  
また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期を2年とする。(ただし、再任を妨げない。)

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度初めに開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集しなければならない。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の7日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、決議する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の決議)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

### 第4章 会計

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第5章 その他

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。